個人の行う事業（畜産業、水産業及び薪炭製造業を除く。）に係るもの

B　低工法第5条、沖縄振興法第9条、第32条、第37条、第49条、第58条及び第94条、平成24年沖縄振興法改正法附則第2条、平成26年沖縄振興法改正法附則第5条、過疎法第31条及び附則第4条第3項、離島振興法第20条並びに奄美振興法第38条及び奄美振興法等改正法附則第2条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う事業（畜産業、水産業及び薪炭製造業を除く。）に係るもの

［略］

(二)　法人事業税

次の算式によって算定した額

算式

$\Sigma a \times b \times 0.75 + \Sigma c \times (d - e) \times 0.75 + \Sigma f \times g \times 0.75 + \Sigma h \times (i - j) \times 0.75 + \Sigma k \times (l - m) \times 0.75 + \Sigma n \times (o - p) \times 0.75 + \Sigma q \times (r - s) \times 0.75 + \Sigma t \times (u - v) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma w \times (x - y) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma z \times (aa - ab) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma ac \times (ad - ae) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma af \times (ag - ah) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma ai \times (aj - ak) \times 0.75 \times \alpha$

算式の符号

a　低工法第5条、沖縄振興法第9条、第32条、第37条、第49条、第58条及び第94条、平成24年沖縄振興法改正法附則第2条、平成26年沖縄振興法改正法附則第5条、過疎法第31条及び附則第4条第3項、離島振興法第20条並びに奄美振興法第38条及び奄美振興法等改正法附則第2条の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額

b　aに係る標準税率

c　低工法第5条、沖縄振興法第9条、第32条、第37条、第49条、第58条及び第94条、平成24年沖縄振興法改正法附則第2条、平成26年沖縄振興法改正法附則第5条、過疎法第31条及び附則第4条第3項、離島振興法第20条並びに奄美振興法第38条及び奄美振興法等改正法附則第2条の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額

［略］

［二・三　略］

（市町村に係る控除額の算定方法）

第四十三条　課税免除等の特例規定（この条においては水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号。以下この条において「水特法」という。）第十三条の規定を含む。）及び法第十四条の二の規定によって市町村の基準財政収入額から控除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によって算定した額の合算額とする。

一　課税免除等の特例規定によって市町村の基準財政収入額から控除する額は、課税免除等の特例規定の適用を受ける課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び第三十二条第四項各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によって算定

係る課税標準額のうち個人の行う事業（畜産業、水産業及び薪炭製造業を除く。）に係るもの

B　低工法第5条、農村工業等法第10条、沖縄振興法第9条、第32条、第37条、第49条、第58条及び第94条、平成24年沖縄振興法改正法附則第2条、平成26年沖縄振興法改正法附則第5条、過疎法第31条及び附則第4条第3項、離島振興法第20条並びに奄美振興法第38条及び奄美振興法等改正法附則第2条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う事業（畜産業、水産業及び薪炭製造業を除く。）に係るもの

［同左］

(二)　法人事業税

次の算式によって算定した額

算式

$\Sigma a \times b \times 0.75 + \Sigma c \times (d - e) \times 0.75 + \Sigma f \times g \times 0.75 + \Sigma h \times (i - j) \times 0.75 + \Sigma k \times (l - m) \times 0.75 + \Sigma n \times (o - p) \times 0.75 + \Sigma q \times (r - s) \times 0.75 + \Sigma t \times (u - v) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma w \times (x - y) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma z \times (aa - ab) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma ac \times (ad - ae) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma af \times (ag - ah) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma ai \times (aj - ak) \times 0.75 \times \alpha$

算式の符号

a　低工法第5条、農村工業等法第10条、沖縄振興法第9条、第32条、第37条、第49条、第58条及び第94条、平成24年沖縄振興法改正法附則第2条、平成26年沖縄振興法改正法附則第5条、過疎法第31条及び附則第4条第3項、離島振興法第20条並びに奄美振興法第38条及び奄美振興法等改正法附則第2条の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額

b　aに係る標準税率

c　低工法第5条、農村工業等法第10条、沖縄振興法第9条、第32条、第37条、第49条、第58条及び第94条、平成24年沖縄振興法改正法附則第2条、平成26年沖縄振興法改正法附則第5条、過疎法第31条及び附則第4条第3項、離島振興法第20条並びに奄美振興法第38条及び奄美振興法等改正法附則第2条の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額

［同左］

［二・三　同上］

（市町村に係る控除額の算定方法）

第四十三条　課税免除等の特例規定（この条においては水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号。以下この条において「水特法」という。）第十三条の規定を含む。）及び法第十四条の二の規定によって市町村の基準財政収入額から控除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によって算定した額の合算額とする。

一　課税免除等の特例規定によって市町村の基準財政収入額から控除する額は、課税免除等の特例規定の適用を受ける課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び第三十二条第四項各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によって算定